

知っておきたい ワークルールの基礎知識

営業時間短縮のため来週からバイトはいれられないと言われたら、受入れるしかないのでしょうか？バイトを辞めますと言ったのに、「来月末まで待って」と言われたとしたら、続けたいといけないのでしょうか？ A 社に「御社が第一志望」と言って内々定をもらった後で、別の会社に内々定をもらって A 社の内々定をお断りしても問題ないのでしょうか？

生きていくなかで、労働に関わる時間は膨大です。いつも気持ちよく働ければいいけれども、納得のいかない事態に陥ることもあります。そういうとき労働法の知識があれば、道が開けるかもしれません。労働法は、働いていく私たちの武器です。

本講義では、私たちが働くために不可欠な、基礎的な労働法の知識とその考え方を、労働法を御専門とする、**静岡大学人文社会科学部の本庄淳志先生**に解説していただきます。

みなさまお気軽にご参加ください。

日時 2023 年 5 月 26 日（金）4 時間目 14 時 40 分～16 時 10 分

場所 国際関係学部棟 3 階 3316 講義室

対象 静岡県立大学学部生、大学院生、教職員の方、一般の方

どなたでも参加可能です。参加に際し事前に特段の御連絡は不要です。

静岡県立大学の教員の方で授業単位での参加を御希望の場合は、会場の都合上、事前にメールで坂巻まで御一報ください。

これまでに開催の同タイトルの講演会と内容の重複する部分がございます。御了承ください。

* 講演者プロフィール

本庄淳志（ほんじょうあつし）氏

静岡大学人文社会科学部・教授。神戸大学大学院法学研究科博士後期課程修了。博士（法学）。

お問い合わせ：静岡県立大学国際関係学部 石川義道・坂巻静佳